

平成 21 年 1 月 26 日  
(2009 年)

業 者 各 位

和歌山市 建設局  
基盤整備部 建設総務課長

資材価格の急激な変動に伴う工事請負契約における  
単品スライド条項の運用の拡充について

和歌山市が発注する工事においては、平成 20 年 7 月 28 日に「単品スライド条項」(工事請負契約約款第 25 条第 5 項)の運用ルールを定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の 2 品目を対象に運用を図ってきたところですが、地域や工事の内容によっては、これらの 2 品目の他にも、原材料費の高騰などに起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を拡充することとしましたのでお知らせします。

1. 対象資材 全品目

原材料費の高騰など、その価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響(請負代金額の 1%以上)を及ぼす場合には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、従前の「鋼材類」及び「燃料油」の 2 品目の他にも、単品スライド条項の適用対象資材とすることとする。

・主要工事材料の例は以下のとおり

品 目 名	資 材 名
鋼材類	鉄筋用異形棒鋼、鋼矢板、H 形鋼、ガードレール等
燃料油	ガソリン、軽油、重油、混合油等
コンクリート類	生コンクリート、セメント等
アスファルト混合物類	アスファルト合材、乳剤等
コンクリート製品類	ヒューム管、道路用側溝、積みブロック等
骨材類	砕石、割栗石、砂、土砂等
石油化学製品類	塩化ビニル製品、ポリエチレン製品、ゴム製支承材等

※上記の品目、資材以外については個別に判断します。

2. 請負代金額の変更の考え方

拡充前と同様、鋼材類の取扱いに準じて適用

3. 対象工事

適用日以降に工期の末日を迎える工事及び適用日以降に新たに契約を締結する工事

4. 適用開始日について

平成 21 年 1 月 30 日より適用する。

なお、詳細については各工事担当者まで問合せ下さい。